

平成30年8月28日

平成30年第3回岬町議会臨時会

第1日会議録

平成30年第3回(8月)岬町議会臨時会第1日会議録

○平成30年8月28日(火)午前10時30分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり11名であります。

| | | |
|-----------|---------|----------|
| 1番 坂原正勝 | 2番 辻下正純 | 1番 坂原正勝 |
| 5番 道工晴久 | 6番 松尾匡 | 7番 反保多喜男 |
| 9番 奥野学 | 10番 出口実 | 11番 竹原伸晃 |
| 12番 小川日出夫 | 13番 中原晶 | |

欠席議員 0名

欠 員 1名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

| | | | |
|----------------------------------|------|-----------------------------|-------|
| 町 長 | 田代堯 | まちづくり戦略室 危機管理監 | 竹下雅樹 |
| 副町長 | 中口守可 | 教育次長 | 澤 憲一 |
| 副町長 | 松田康博 | 水道事業理事 | 鶴久森 敦 |
| 教 育 長 | 笠間光弘 | 会計管理者 | 福井智淑 |
| まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼政策推進担当課長 | 川端慎也 | 総務部理事 | 栗山茂雄 |
| 総務部長 | 西 啓介 | しあわせ創造部 総括理事 | 波戸元雅一 |
| 財政改革部長 兼財政課長 | 相馬進祐 | 都市整備部 総括理事 | 早野清隆 |
| しあわせ創造部長 | 松井清幸 | 総務部理事 兼企画地方創政課長 | 寺田武司 |
| 都市整備部長 | 家永 淳 | 財政改革部理事 兼行革推進課長 兼税務課長 | 阪本 隆 |

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局係員 池田雄哉

○会 期
平成30年8月28日（1日）

○会議録署名議員

12番 小川 日出夫 13番 中原 晶

議事日程

- | | |
|------------|---|
| 日程1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程2 | 会期の決定 |
| 日程3 議案第64号 | 工事請負契約の締結について（平成30年度町道 海岸連絡線道路整備工事（その2）） |
| 日程4 議案第65号 | 工事請負契約の締結について（平成30年度町道 海岸連絡線道路整備工事（その3）） |

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成30年第3回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時30分です。

本日の出席議員は11名です。欠員は1名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。12番小川日出夫君、13番中原 晶君、以上2名の方をお願いいたします。

○道工晴久議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、8月28日の1日としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は8月28日の1日と決定しました。

それでは、本臨時会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められておりますので、これを許可します。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま、議長のお許しを得ましたので、平成30年第3回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、ことしの夏は近年の異常気象の影響により猛暑を通り越し激暑といつてよいほどの暑さが続いております。

また、今年は全国各地で自然災害が多発しております。昨日は、東京世田谷区付近では1時間に110ミリの記録的短時間大雨情報が発表され、一時的に都市機能が麻痺しました。

大阪府内においても6月18日に最大震度6弱の大阪北部地震が発生し、さらに、先月7日には台風や豪雨により広い範囲で多くの被害が発生しております。

特に、7月の豪雨は長時間にわたり降り続き、各地で観測史上最大の雨量を記録するなど、広範囲で記録的な大雨となりました。

また、先週、上陸した台風20号の影響で和歌山県新宮市の熊野川の氾濫や、暴風による家屋被害などが、各地で発生しました。

この場をおかりし、災害により尊い命を失われた方、また住みなれた家を失われた被災者の皆様に哀悼の意を表し、心よりお見舞いを申し上げます。

岬町におきましても、土砂崩れや家屋の浸水などの被害が出たものの、7月の豪雨災害や台風12号及び20号が接近の際には、議会の皆様を初め消防団や地域の皆様のご協力を賜り、人命にかかわる被害を避けることができました。

今後、早急に災害復旧工事を実施するとともに、行政としましても、この災害をきっかけとしてさらに危機管理体制の強化を図り、いつ起こるかわからない災害に対し備えてまいります。

議会におかれましても、引き続きご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案を申し上げます議案につきましては、工事請負契約の締結についてが2件、以上、議案2件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○道工晴久議長 町長のあいさつが終わりました。

○道工晴久議長 日程第3、議案第64号「工事請負契約の締結について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2）」を議題とします

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第3、議案第64号、工事請負契約の締結について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2）」につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2）の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2）、契約の方法は、制限付き一般競争入札でございます。

契約金額は1億8,964万8,000円、うち消費税及び地方消費税の額は1,404万8,000円であります。

契約の相手方は、大阪府泉南市幡代一丁目32番10号 阪南土建株式会社 代表取締役 前西邦康でございます。

契約の経過及び工事概要につきましてご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の1ページ、入札結果調書をごらんください。

工事名、工事場所は省略させていただきます。

工期は、議会の議決日から平成31年3月31日までで、入札予定価格は税抜きで2億6,840万円となっております。

本町では、2億円以上の土木一式工事を発注する場合、一般競争入札により契約の執行手続を行うことを定めており、今回の入札につきましては制限付き一般競争入札により実施をいたしました。

制限付き一般競争入札は、不良・不適格業者の排除や工事の品質確保の観点から、入札参加資格に一定の条件を付した上で、当該条件を満たす入札参加希望者により入札を実施する方法となっております。

2ページをごらんください。制限付き一般競争入札の経過概要でございます。

7月19日にホームページに掲載する方法により入札の公告を行い、工事概要、予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、一般競争入札に参加するものに必要な資格、経営の規模等の要件を公表いたしました。

低入札価格調査制度につきましては、本町の規定により、予定価格が3,000万円以上のときに適用しており、調査基準価格を税抜きで2億2,198万円と公表を行いました。

参加資格につきましては、本町の平成29年、平成30年度建設工事入札参加資格申請登録事業者土木一式工事であること。

特定建設業の許可を受けていること。

大阪府内に本店または営業所を有すること。

経営事項審査結果の総合数値が、土木一式工事において、大阪府の発注基準に準じて定められた800点以上1,049点以下であること。

一定の基準を満たす監理技術者を専任で配置できることなどであります。

7月20日から7月30日まで、競争入札参加資格確認申請書の受付を行い、5社から申請が行われ、5社ともに資格要件を満たすことを確認いたしました。

8月16日に入札を執行し、1ページの入札結果のとおり5社が応札し、うち2社が

調査基準価格を下回る額で入札を行いました。

調査基準価格を下回った応札者のうち、最も価格の低い応札者から、当該金額で入札した理由、入札金額の積算内訳、手持ち工事の状況、資材購入先などにかかる資料の提出を求め、8月21日に関係課の職員で構成する低入札価格調査部会を開催し、今回の入札価格によって契約内容に適合した履行が確保されるかについて調査を行いました。

業者の積算では、工事目的物をつくるために直接必要とされる費用である直接工事費は町の設計額を下回っておりますが、その差額は小さくなく、取引業者との見積書も添付されており、また自社従業員や自社所有の建設機材を活用することにより、その他の関連する経費を抑えることができるとの説明がありました。

必要な項目についての積算は行われており、工事完了まで町の指導を遵守し、施工に万全を期す旨が業者から申し出られていることから、当該入札価格により契約内容に適合した履行がされると判断し、当該業者を落札業者として決定し、8月23日に仮契約を締結いたしました。

なお、落札率は予定価格の65.4%となっております。

3ページをごらんください。

本工事の概要は道路整備一式で、工事延長は150メートル、道路幅員は車道片側1車線3.5メートル、全幅7メートル、片側歩道2.5メートルの道路整備となります。

4ページに工事箇所、5ページに工事概要を記載しております。工事箇所は、南海本線より北側の150メートル区間の道路整備となります。

6ページには、整備されます道路擁壁の側面図を記載しております。

以上が議案の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 2ページの、この工事名の中に前払金などとありますが、これはどういう意味か。

もう1点は入札保証金と、これは一応、入札価格の何%ぐらいになっているのか、この2点と、一つ確認したいのですが、この第64号、第65号の工事がこれで畑山線から府道ですか、元、旧26号線までの間の道路が完成するのかもしれないのか、それを確認1点したいのと、あと、南海電鉄の陸橋ですけども、これ、いつ行われるのか知りませんが、この陸橋についても道路をやっている間にするのか、一応私は、この道路と並行にして完成する、この陸橋も完成するのではないかと思うのですが、その点についてお

考えをよろしく申し上げます。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 私のほうからは、工事の前払金と入札保証金の件につきましてご説明いたします。

工事の前払金につきましては、工事を施工するに当たりましては工事の資材等を購入する必要がございますので、通常、業務が完了した後に精算払いというお支払いをするのではなくて、事前にそういう工事資材を購入するに必要な額をお支払いしますというものでございます。

本町の場合は、工事請負額の4割まで前払金を支払うことができることになってございます。

2点目の、入札保証金につきましては、入札に参加するためにあらかじめ失格等の場合に保証金を徴収することになっておりまして、それにつきましては、入札予定額の5%以内で入札保証金を入れていただくという形となっております。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 3点目のご質問にお答えいたします。

この工事で道路は完成するののかということでございますが、道路本線の骨格ができるというふうに考えていただければと思います。

といいますのは、まだほかに交差点、府道、畑山線それぞれの交差点の取り付け工事、それと本線の横にできる側道、この辺の工事の発注がまだ残っております。

それと、南海の橋梁ということでございますが、橋梁をかけるために、その1のほうで工事発注させていただきましたけども、橋台が完成して、この資料の6ページ目に擁壁の参考図載せていますが、この擁壁の方が完成してからでないとは橋梁はかけにくいということで、今現在、南海さんとも協議を進めておりまして、また発注に向けて準備をしていくところです。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 もう一度確認したいのですが、2ページの工事の中で前払金、これは町がお金を出すという意味ですか。それとも、業者が出すという意味か、その点だけ。どちらかよろしく申し上げます。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 前払金につきましては、本来、事業が完了したときに業者から請求いただいて請負代金をお支払いするのですが、ただ、業者も事前に工事に必要な資材等を買う必要がございますので、その分を先に行政の方から業者の方に支払いをするという

ことをごさいますして、請負代金の4割以内で業者の方にお支払いするものでございます。

先ほど、入札保証金の件で入札金の契約金額の100分の5以上ということでご説明させていただきましたが、それ以外に保険の加入とか一定の実績があれば入札保証金については免除をさせていただいているところでございます。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 3点目の南海の陸橋ですけど、家永部長、あれ完成してからとなると、品物は先にどこかでこしらえるのではないかと思うのですが、期間はそうかからないと思いますが、どのぐらいおくれますか。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問ですけども、先ほどの説明で一つ抜けていたのですが、基本的には平成31年度の完成を目指してこの工事は進めております。

また、橋梁の橋をつくるPC桁っていうのですが、桁については現在、PCメーカーのほうに発注はさせていただいております、年度内、平成30年度末を工期末としています。

また、橋梁の架設については、ちょっと南海さんと協議がまだ進んでおりませんので、これについてはきちとしたことは言えないのですが、橋をかけるということで、第二阪和の孝子ランプとか、深日のランプのところで行っていたような工法を考えております。

工期は何カ月かかるかと思うのですが、その辺につきましてまだちょっと正式にはお答えできないような状況です。

○道工晴久議長 他にございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 まず初めにお聞きをしたいのは、今回、なぜ臨時議会を開催するのか、この点についてご説明をいただきたいと思います。

と申しますのは、9月4日から9月の議会が始まる1週間という期間なのですが、例えば9月議会の1日目や2日目にこの議案を提案されて議決を得るということも可能なのかなというふうに思うのですが、わざわざ1週間の期間を早めて臨時議会を開催されたと、そのあたりの事情について説明をいただきたいと思います。

それから、丁寧な資料をご準備いただいて説明についてもよく理解ができたところでもありますけれど、形状について確認をしたいと思うのです。形状といいますか、歩道が設置される予定なのですが、片側2.5メートルという表記がありまして、これは以前からそういう予定のようですけど、どちらに設置されるということになるのか。片側ということですから両側にはつかないのだなと思って改めて見ておりましたので、その

あたりについてもお聞きをしたいと思います。

それから、参考資料の6ページ、最終ページに断面図を記載していただいておりますが、その中でボックスカルバートの記載がありまして、このボックスカルバートの高さについても参考までにお尋ねをしておきたいと思います。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 中原議員のご質問にお答えさせていただく前に、先ほどちょっと私、和田議員のご質問の入札保証金の契約金額の5%とご説明させていただいたのですが、見積額の5%ということで、訂正させていただきたいと思います。

中原議員の1点目の臨時議会開催の必要性というご質問でございますが、この町道海岸連絡線の整備工事につきましては、その1のときにもご説明させていただきましたけれども、財源の一つといたしまして、府貸付金というものを活用してございますので、今年度中に工事を完了するという必要がございます。

当初、9月議会に上程すべく準備を進めさせていただいていたところなのですが、工事工程を精査した結果、9月議会で上程して議決を得て契約をした場合、年度内での完成がかなり厳しいという状況であると判断したところでございます。

特に、今回の場合、発注額の大きな工事でございます。また、現場の方もかなり輻輳しておりますので、工期自身かなり厳しい状況でございます。

また、6月には働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律に基づきまして労働基準法の改正等がございます。それを受けて国から建設業の働き方改善に向けて工事期間の適正な確保というものが強く求められているところでございます。

そういうふうな状況を勘案いたしまして一日でも早く工事が着手できるようにということで、9月議会の前ではございますが、臨時議会の開催をお願いしたところでございます。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

歩道がどちら側かということなのですが、多分、大阪側につくというふうに記憶しているのですが、改めて確認して、また後ほどお答えさせていただきます。

また、ボックスカルバートの断面ということでございますが、一つの大きいほうが、これ内部の高さでよろしいですか。4メートルになります。

それと、小さいほうが2.5メートルということで計画しております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、西総務部長が和田議員の質問に対して訂正をなさいました。

契約金額の5%以内ではなく、見積額の5%以内ということで、見積額というのは何を指しているのかちょっとよくわからなくなって、もう少し詳細に説明をいただきたいと思います。

それから、そのことにかかわってせつかくの機会なのでお尋ねしますが、先ほどの説明で一定の条件を満たせば入札保証金については免除という扱いも可能だという説明があったかなというふうに思うのですが、今回についてはどのような扱いになるのか、そのあたりについてもお聞きしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 答弁がしっかりしてなくて申しわけございませんでした。

見積額といいますのは、ここで言いますと入札額ということになってまいります。

入札保証金につきましては、先ほども説明させていただいたように、現金で納めていただく方法のほか、保険会社に入らせていただいて保険をやっていただくという方法。それから、過去2年間に国、町等との契約で同額以上の契約を2回以上結んでいる場合などが免除の対象となってまいります。

まことに申しわけありません。今回の入札保証金の取り扱いにつきましては、ちょっと今手元に資料を持ち合わせておりませんので、また調べましてどう適用したかというのをご報告させていただきたいと思います。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 また確認をして後ほどお答えいただくということで、それについてはわかり次第連絡いただければ、これは家永部長、先ほどの歩道の位置についても。簡単なことですので、電話で結構なのですが、またご報告いただければと思います。

今、西部長の説明で、入札額が見積額なのだということでありました。となりますと、要は、消費税を除く金額ということになるのでしょうか。

契約金額となりますと消費税が含まれますが、入札されてくるときは消費税を除く金額なのかなと思って見せていただいているのですが、そういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。よろしくお願いします。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 何度も申しわけございません。

岬町の契約規則第12条に入札保証金に関する規定がございまして、町長は一般競争入札に付すときは入札に参加しようとするものをして、そのもの見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めさせなければならないという規定でございまして。

見積もる契約金額ということになりますので、見積もり入札額に消費税を加算した額となります。

○道工晴久議長 中原 晶君、よろしいですか。

他にございませんか。松尾 匡君。

○松尾 匡議員 2点ほどお伺いします。

仮にですけど、納期のおくれが発生した場合、どのような町として対策を考えておられるかと、あと工期中のチェックというのは、町としてちゃんとされているかどうかをお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 工期のおくれた場合ということでございますが、我々、発注に当たりましても実施工程にはならないですけども、想定工程といいますか、計画工程を組んで発注等計画させていただいています。

その中で、しんどい部分はあるのですが、今回、臨時議会ということで措置いただいた関係もありまして、おくれることのないようにということで十分対応できるかなと考えております。

また、現場の管理ということでございますが、うちの担当のほう現場のほうへ出向きまして要所要所で、工程工程で品質管理をする部分があるのですが、その検査といいますか、それを行う。また、業者のほうと週2回工程会議を行い進捗管理等を図っていくというようなことで、本来の業務、規模は大きいですけども、本来の業務として管理を行っていきたいと考えております。

○道工晴久議長 松尾君、よろしいですか。松尾 匡君。

○松尾 匡議員 1点目の仮に工期がおくれた場合、納期がおくれた場合の措置ですよ。予定を今のところされてないような感じを受けたのですが、それではちょっと、例えばこちらの責任というか、相手の責任の場合でおくれた場合ということ想定されたほうがいいのか、気がするのです。

その場合って、もう一度お答えいただきたいなと思うのですが。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

基本的には工期内に完了いただくというのが原理原則でございますが、ただ、昨今、台風等いろいろ想定できないような事態も想定されるかと思えます。

そういう、どうしようもない理由がある場合は工期の契約変更というのが出てくるかと思えます。

そうでなく、工事者の責任による場合ということになってきますと、一定のペナルティーを課していくという形になってまいります。

それについては、一定の罰金を納めていただく、それから将来の指名に当たって一定のペナルティー、指名停止という形ですけれども、させていただくというような手段になってくるかと思えます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 そのあたりのペナルティー、いろいろ台風とかがあって自然災害の理由で起こるものは仕方がないということは理解しておりますが、相手方の理由でのおくれというのに対してのしっかりとしたペナルティーを今回定められたほうがいいのかなど思いましたので、ぜひそうしていただきたいなと思えます。

○道工晴久議長 他にございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 都市整備部長に確認させていただきたいのですが、この資料の最終ページに全体の図を書いていただいております。

高さが11.4メートル、一番高いところでなっておりますが、こういう建築物をつくるに当たって、景観的な問題で、余りにも地元の古墳を見渡せるいいところにこういうものをつくるのですから、景観的なことも配慮されているのかどうか、これ1点だけ、よろしくお願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的には、この擁壁は第二阪和国道の深日、孝子なり、淡輪にありますけど、大体、あのような工法の擁壁を考えておりまして、基本的には見た目、石目的な素材となってきます。

そのようなことから、十分マッチするかどうかというのはあるのですが、基本的に高さ10メートルもあって、なかなかほかの工法がとりにくいというようなところもあって、岬町内全体が100%柄が一緒になるかどうかはわからないのですが、同じような工法を採用させていただいたというふうな部分での配慮は一応検討させていただいております。

景観的には全体的に似通ったような道路擁壁ができるということでマッチするのじゃないかなと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 答弁いただきました。工事なので、安くもしなければいけないし景観的なことも考えなければいけないということで、行政サイドにおいて余り奇抜なものにな

らないように、景観に合ったように、また工事の途中でもいろいろ検討していただきながらやっていただきたい、これは要望です。よろしくお願いします。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、これで、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、議案第64号「工事請負契約の締結について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2）」を起立により、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第4、議案第65号「工事請負契約の締結について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その3）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第4、議案第65号、工事請負契約の締結について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その3）」につきまして、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その3）の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その3）、契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は5,378万4,000円、うち消費税及び地方消費税の額は398万4,000円でございます。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町淡輪2532番地の1 株式会社松建興業 代表取締役松尾敏生でございます。

契約の経過及び工事概要につきましてご説明いたします。議案書に添付しております参考資料の1ページ、入札結果調書をごらんください。

工事名、工事場所は省略させていただきます。

工期は、議会の議決日から平成31年3月31日までで、入札予定価格は税抜きで7,913万円となっております。

本町では、予定価格が3,000万円以上のときに低入札価格調査制度を適用しており、調査基準価格を税抜きで6,427万8,000円と公表を行っております。

入札年月日は平成30年8月16日でございます。

指名業者数は調書記載の14者で、辞退者が6者あり、8者が応札し、うち5者が調査基準価格を下回る額で入札を行いました。

調査基準価格を下回った応札者のうち、最も価格の低い応札者から当該金額で入札した理由、入札金額の積算内訳、手持ち工事の状況、市外購入先などにかかる資料の提出を求め、8月21日に関係課の職員で構成する低入札価格調査部会を開催し、今回の入札価格によって契約内容に適合した履行が確保されるかについて提出資料から調査を行いました。

業者の積算では、工事目的物をつくるために直接必要とされる費用である直接工事費は町の設計額を下回っておりますが、これまでの施工実績から積算されており、取引業者との見積書も添付されております。

また、事業所が工事現場に近いこと、自社従業員や自社所有の建設機材、手持ち資材を有効に活用することにより、その他の関連する経費を抑えることができるとの説明がありました。

必要な項目についての積算は行われており、工事完了まで町の指導を遵守し施工に万全を期する旨が業者から申し出られていることから、当該入札価格により契約内容に適合した履行がされると判断し、当該業者を落札業者として決定して、8月23日に仮契約を締結いたしました。

なお、落札率は予定価格の62.9%となっております。

2ページをごらんください。

本工事の概要は道路整備一式で、工事延長は230メートル、道路幅員は車道片側1車線3.5メートル、全幅7メートル、片側歩道2.5メートルの道路整備となります。

3ページに工事箇所、4ページに工事概要を記載しております。工事箇所は、町道畑山線に接続する230メートルの区間の道路整備となります。

5ページには、整備される道路擁壁箇所の側面図を記載しております。

以上が議案の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 参考資料の2ページの工事概要の中で、排水構造物工と記載をされております。

今回の工事については、どのあたりでその排水構造物工という工事が必要になるのか、参考までにお尋ねをしたいと思います。

それから、形状の問題なのですが、資料の4ページと5ページで図面が示されております。

それで、ボックスカルバートが、この5ページの資料でいきますと、今回のその3に当たる工事箇所断面図でいうと、5ページの左の端のほうを対象になる部分なのかなと、高さ4.6メートルと書いてあるボックスカルバートの位置がありますが、そのあたりから左のほうが断面図に当たるのかなというふうに見ているのですが、その3の範囲内ではボックスカルバートは1カ所の設置というふうに考えていいのでしょうか。

と言いますのは、4ページの工事の鳥瞰図といいますか、上から見た図になるのですが、ここで申し上げますと、その3の工事箇所については網かけがしてあるわけなのです。それで、その範囲の真ん中部分よりもちょっと畑山線寄りのあたり、ここでも現道との交差部分があるのですが、ここは特にまだ高さがそんなにないというふうにとらえていいのか、ちょっと5ページのその3の断面図は全体像が示されていないようでありますので、高低差がちょっと鳥瞰図ではわかりませんから、そのあたりについてお尋ねをしておきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永部長。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

排水構造物工でございますが、基本的には道路側溝というのが全体的に道路の側のほうにつく形となります。

それと、現状の水路の機能を残さないといけませんので、ヒューム管とか、そういった管で抜いていたりとかということも含めて排水構造物工として表現させていただいています。

この管渠の図については図面上ではなかなかお示しするのが難しいので、この場ではどこということとは言えないですけども、それとあわせて、雨とかを集水する柵、こういったものを総称しております。

また、ボックスカルバートについてなんですけども、その3に含まれているのは、議

員おっしゃるように5ページの左のほうの高さ4.6メートルというふうに書かれているボックスカルバート1カ所がその3の対象となります。

それで、平面的に見まして、畑山線の手前で広く平面的になっている部分ですけど、ここは道路の勾配がすりついてきて地面と同じような高さになるということで、ここにはボックスカルバートは持ってくる必要はないということで考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君、よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第65号「工事請負契約の締結について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その3）」を起立により、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、平成30年第3回岬町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議、ご苦労さんでございました。

(午前11時18分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成30年8月28日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 小 川 日 出 夫

議 員 中 原 晶